

平成30年度

財政援助団体等監査報告書

行政監査報告書

工事監査報告書

八王子市監査委員

# 目 次

## ○財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要 .....	1
第2 財政援助に関する監査.....	1
第3 出資に関する監査.....	9
第4 指定管理に関する監査.....	14

## ○行政監査結果報告書

第1 監査の概要 .....	33
第2 調査の結果.....	36
第3 監査の結果.....	48

## ○工事監査結果報告書

第1 監査の概要 .....	61
第2 工事の概要 .....	61
第3 監査の実施状況 .....	63
第4 監査の結果 .....	63

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、  
平成30年度財政援助団体等監査、行政監査及び工事監査の結果に  
関する報告を次のとおり提出する。

平成30年12月25日

八王子市監査委員	伊藤達夫
同	矢野和利
同	水野淳
同	五間浩



# 平成30年度 財政援助団体等監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助（補助金）、出資（出せん金）及び公の施設の指定管理（以下「指定管理」という。）に関する団体監査並びに同条第2項及び第5項の規定に基づく所管部課の監査

### 2 監査の範囲

平成29年度に執行された会計事務及びその他の事務

### 3 監査の期間

平成30年9月1日から同年12月20日まで

### 4 監査委員の除斥

五間浩監査委員は、一般財団法人八王子市まちづくり公社の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、除斥となった。

## 第2 財政援助に関する監査

### 1 監査の対象

監査対象となる団体、施設及び所管部課は、次のとおりである。

	対象団体	対象施設	所管部課
ア	八王子市シニアクラブ連合会		福祉部 高齢者いきいき課
イ	ルカ保育園	ルカ保育園	子ども家庭部 保育幼稚園課
ウ	株式会社チャイルドタイム	八王子エンゼルホーム	同上
エ	株式会社モード・プランニング・ジャパン	八王子みなみ野雲母保育園	同上
オ	一般社団法人どりーむ	キッズスペースドリーム	同上

	対象団体	対象施設	所管部課
カ	株式会社学研ココファン・ ナーサリー	ココファン・ナーサリー 八王子南館	子ども家庭部 保育幼稚園課
キ	株式会社テノ.コーポレーション	ほっぺるランド西八王子	同上
ク	公益社団法人八王子市勤労者 福祉サービスセンター		産業振興部 産業政策課
ケ	公益社団法人 八王子観光コンベンション協会		産業振興部 産業政策課 観光課

## 2 監査の観点及び方法

監査は、次の表に掲げた事項を主な観点として、書類審査、質問調査等、通常実施すべき監査手続により実施した。

財政援助団体	所管部課
(1)補助事業は、目的に沿って適正に執行されているか。	(1)財政援助の事業は、法令、条例、予算等に適合しているか。
(2)補助事業は、市の交付決定に基づき適正に執行されているか。	(2)補助金の支出手続は、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
(3)予算書、決算諸表等と補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。	(3)補助金の支出及び精算・返還事務は適正に行われているか。
(4)諸規程の整備はなされているか。	(4)団体に対する指導監督は適切に行われているか。
(5)会計経理及び財産管理は適正に行われているか。	
(6)出納関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証憑書類の整理、保存は適切か。	

### 3 監査対象事業の概要

#### (1)補助の内容

##### ア 八王子市シニアクラブ連合会

- ・八王子市シニアクラブ連合会運営事業補助金

##### イ ルカ保育園

##### ウ 八王子エンゼルホーム

##### エ 八王子みなみ野雲母保育園

##### オ キッズスペースドリーム

##### カ ココファン・ナーサリー八王子南館

##### キ ほっぺるランド西八王子

- ・認証保育所運営費等補助金
- ・認証保育所保護者負担軽減補助金
- ・保育士等キャリアアップ補助金
- ・保育力強化事業補助金

##### ク 八王子市勤労者福祉サービスセンター

- ・勤労者福祉サービスセンター補助金
- ・福利厚生促進奨励金
- ・中小企業退職金共済掛金補助金

##### ケ 八王子観光コンベンション協会

- ・運営事業（人件費）
- ・運営事業（運営費）
- ・フードフェスティバル事業
- ・インフォメーションセンター運営事業
- ・M I C E 推進事業
- ・体験楽習フェスティバル事業

## (2)補助金の交付状況

平成29年度の交付状況については、次の表のとおりである。

### ア 八王子市シニアクラブ連合会

区分	補助対象事業 支出額(円)	補助金交付額 (円)	主な対象経費の内容
八王子市シニアクラブ 連合会運営事業補助金	6,835,319	5,315,100	給料、職員手当等、共済 費、報償費、賃金、旅 費、需用費、備品購入 費、役務費、委託料、使 用料、賃借料に係る経費
合計	6,835,319	5,315,100	

### イ ルカ保育園

区分	補助金交付額(円)	主な支出の内容
認証保育所運営費等補助金	15,530,810	運営費
認証保育所保護者負担軽減補助金	1,755,000	保育料保護者負担金
保育士等キャリアアップ補助金	3,872,000	職員の賃金改善経費
保育力強化事業補助金	100,000	運営費
合計	21,257,810	

### ウ 八王子エンゼルホーム

区分	補助金交付額(円)	主な支出の内容
認証保育所運営費等補助金	38,910,380	運営費
認証保育所保護者負担軽減補助金	8,100,000	保育料保護者負担金
保育士等キャリアアップ補助金	9,133,000	職員の賃金改善経費
保育力強化事業補助金	870,000	運営費
合計	57,013,380	



## エ 八王子みなみ野雲母保育園

区分	補助金交付額(円)	主な支出の内容
認証保育所運営費等補助金	47,235,680	運営費
認証保育所保護者負担軽減補助金	5,805,000	保育料保護者負担金
保育士等キャリアアップ補助金	6,588,000	職員の賃金改善経費
保育力強化事業補助金	564,000	運営費
合計	60,192,680	

## オ キッズスペースドリーム

区分	補助金交付額(円)	主な支出の内容
認証保育所運営費等補助金	39,492,990	運営費
認証保育所保護者負担軽減補助金	4,935,000	保育料保護者負担金
保育士等キャリアアップ補助金	2,696,000	職員の賃金改善経費
保育力強化事業補助金	570,000	運営費
合計	47,693,990	

## カ ココファン・ナーサリー八王子南館

区分	補助金交付額(円)	主な支出の内容
認証保育所運営費等補助金	39,508,060	運営費
認証保育所保護者負担軽減補助金	4,560,000	保育料保護者負担金
保育士等キャリアアップ補助金	5,543,000	職員の賃金改善経費
保育力強化事業補助金	928,000	運営費
合計	50,539,060	

### キ ほっぺるランド西八王子

区分	補助金交付額(円)	主な支出の内容
認証保育所運営費等補助金	25,089,690	運営費
認証保育所保護者負担軽減補助金	2,010,000	保育料保護者負担金
保育士等キャリアアップ補助金	3,110,000	職員の賃金改善経費
保育力強化事業補助金	820,000	運営費
合計	31,029,690	

### ク 八王子市勤労者福祉サービスセンター

区分	補助対象事業 支出額(円)	補助金交付額 (円)	主な対象経費の内容
勤労者福祉サービス センター補助金	9,894,000	9,894,000	人件費
福利厚生促進奨励金	750,325	750,325	奨励金、通信運搬費、手数料、消耗品費、委託費、印刷製本費等
中小企業退職金共済 掛金補助金	7,956,779	7,956,779	補助金、通信運搬費、手数料、消耗品費
合計	18,601,104	18,601,104	

## ケ 八王子観光コンベンション協会

区分	補助対象事業 支出額(円)	補助金交付 額(円)	主な対象経費の内容
公益社団法人八王子 観光コンベンション協会 運営事業(人件費)	62,190,497	62,190,497	会長、専務理事、事務局 長、課長、プロパー(管理 職1名、係長2名、主任2 名、係員2名)、臨時職員 の人件費
公益社団法人八王子 観光コンベンション協会 運営事業(運営費)	1,304,515	1,304,515	報酬、旅費、需用費、役務 費、使用料及び賃借料
フードフェスティバル 事業	7,989,697	3,000,000	報酬、報償費、旅費、需用 費、役務費、委託料、使用 料及び賃借料
インフォメーション センター運営事業	27,292,148	27,284,000	人件費、報酬、賃金、報償 費、旅費、需用費、役務 費、委託料、使用料及び 賃借料、備品購入費、負 担金補助及び交付金
MICE推進事業	30,776,327	30,774,516	報酬、旅費、需用費、役務 費、委託料、使用料及び 賃借料、備品購入費、負 担金補助及び交付金
体験学習フェスティバル 事業	7,162,469	3,500,000	報酬、報償費、旅費、需用 費、役務費、委託料、使用 料及び賃借料
合計	136,715,653	128,053,528	

#### 4 監査の結果

監査の結果、会計事務及びその他の事務は、概ね適正に執行されていると認められた。

##### <補助事業に関する指摘事項等>

###### ア 八王子市シニアクラブ連合会運営事業

###### 【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

###### イ ルカ保育園

###### 【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

###### ウ 八王子エンゼルホーム

###### 【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

###### エ 八王子みなみ野雲母保育園

###### 【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

###### オ キッズスペースドリーム

###### 【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

###### カ ココファン・ナーサリー八王子南館

###### 【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

###### キ ほっぺるランド西八王子

###### 【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

###### ク 八王子市勤労者福祉サービスセンター

###### 【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

## ケ 八王子観光コンベンション協会

### 【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

## 第3 出資に関する監査

### 1 監査対象の詳細

監査対象となる団体、種別及び所管部課は、次のとおりである。

対象団体	種別	所管部課
一般財団法人八王子市まちづくり公社	出えん金	都市計画部 都市計画課

### 2 監査の観点及び方法

監査は、次の表に掲げた事項を主な観点として、書類審査、質問調査等、通常実施すべき監査手続により実施した。

出資団体	所管部課
(1)定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。	(1)出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
(2)出資目的に沿った事業運営が行われているか。	(2)証券等の保管は良好か。
(3)決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。	(3)出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
(4)事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。	
(5)経営成績及び財政状態は良好か。	
(6)収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。	

出資団体	所管部課
(7)関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。	(3)出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
(8)会計経理及び財産管理は適切か。	
(9)資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。	

### 3 対象団体の概要

#### (1)事業概要

(設立目的)

八王子市民が心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、都市施設及び都市環境の整備その他まちづくりのために必要な事業を行い、もって地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的として、昭和32年9月に「財団法人八王子市住宅協会」の名称で設立された。

(事業内容)

- (ア) 土地の取得、造成及び譲渡並びに住宅の建設、譲渡及び運営
- (イ) 住宅及び都市整備に関する相談、調査研究並びに普及啓発
- (ウ) 都市施設及び公共的施設の整備及び運営
- (エ) 都市機能の維持及び増進
- (オ) 地域環境の保全及び整備
- (カ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

#### (2)市との関係

設立時に100万円を出えんしており、昭和42年に名称を「財団法人八王子市住宅公社」と改称し、昭和43年に300万円を出えんしている。昭和62年には都市整備事業の促進を図るために行われた寄付行為について改正し、2億円を出えんしている。

## ア 基本財産の出えん状況

区分	総額(円)	出えん額(円)	出えん割合(%)
基本財産	300,000,000	204,000,000	68.0

## イ 事業実績

(ア) 土地の取得、造成及び譲渡並びに住宅の建設、譲渡及び運営

(土地の取得、造成及び譲渡)

① 檜原町地区用地に隣接する民有地との用地交換に向けて、土地所有者と協議した。

② 造成による物流基盤整備のため、「川口土地区画整理組合設立準備会」の運営を支援した。

(賃貸住宅の管理運営)

① ファミリー向け賃貸住宅「アーバンヒル大和田」

入居者募集のため、次の業務を行った。

- ・子育て支援家賃減額サービス、子育て応援企業等支援サービス、一括払いサービス、長期入居者優遇サービス及び法人契約を継続的に行った。
- ・インターネットの賃貸物件検索サイトへの掲載を継続するとともに、地元不動産会社を訪問し、物件紹介、仲介依頼を行った。
- ・八王子市子育て応援企業にチラシを配布した。
- ・長期修繕計画に基づき大規模修繕工事を行った。

② 高齢者向け賃貸住宅「センティ富士森」

入居者が心豊かで快適に過ごせるよう、次の業務を行った。

- ・入居者の自主的サークル活動に対し、円滑な活動が行えるよう支援した。
- ・入居者と地域住民及びスタッフの親睦を深めるため、イベントを開催した。
- ・毎週1回健康相談会を行った。
- ・提携病院による介護予防を目的とした講習会を毎月1回行った。

(イ) 住宅及び都市整備に関する相談、調査研究並びに普及啓発

(マンション管理に関する調査研究)

① 以下の項目について調査研究を行い、報告書をホームページに公開し、市民に情報を発信した。

- ・管理費等の滞納の解決

・管理運営のセルフチェック

②八王子市マンション管理組合連絡会の事務局として、連絡会が実施したマンション管理セミナー・交流会、研究会及び相談室の支援を行った。

(ウ) 都市施設及び公共的施設の整備及び運営

(都市施設等管理業務)

①多摩ニュータウン道路維持業務

八王子市からの委託に基づき、多摩ニュータウン内の市道の維持補修を行い良好な道路環境の保持に努めた。

②市営駐車場管理業務

株式会社東急コミュニティー及びタイムズ24株式会社と結成した連合体で八王子市から指定管理を受けている市営駐車場の管理業務を行った。

③中丸橋駐車場管理業務

八王子市からの依頼により、東京都から移管を受けた八王子市幹線1級49号線にある中丸橋駐車場について、駐車場の清掃等の管理及び使用料の収納を行った。

④元本郷町四丁目駐車場施設管理業務

八王子市からの委託に基づき、元本郷町四丁目駐車場施設について、使用料の徴収及び除草等の維持管理を行った。

(公共施設管理業務)

①檜原斎場の管理運営

市民に低廉で安心して利用できる葬儀の場を提供するため、葬儀セミナー、施設見学会、葬儀相談等を通じて市民に葬祭関連情報を発信し利用促進を図るとともに、大規模葬儀から小規模葬儀まで対応可能な檜原斎場のPRを行った。また、檜原斎場の利用増進を図るため、八王子市民扱いの要件を拡大した。

②八王子駅南口地下周辺自転車等駐車場の管理運営

八王子市との実施協定に基づき、八王子駅南口周辺自転車等駐車場の管理運営を行った。

(エ) 都市機能の維持及び増進

(地区開発推進事業)

八王子市が、中心市街地活性化のため重要施策と位置付けている「旭町・明神町地区」の地区開発に協力した。

(中心市街地活性化事業)

①相談業務

専門人材を活用し、民間事業者に対し情報の提供、相談その他の援助



を行った。

②集客可能な商業施設の計画（中野地区用地）

- ・専門人材を活用し、商業施設の事業コンセプト及び業種、運営改革等について検討した。
- ・(独行) 中小企業基盤整備機構の「中心市街地活性化診断・サポート事業プロジェクト型支援事業」を活用し、「中町民間駐車場及び周辺遊休地利用事業」における意見交換を行い、施設規模や内容等の検討を行った。

③用地の取得

- ・中心市街地活性化の推進に寄与するため用地を取得した。用地は、中心市街地活性化事業を本格的に始めるまでの間、駐車場として活用することとした。

(オ) 地域環境の保全及び整備

(建設残土の処理に関する事業)

八王子市発注の公社工事から発生する建設残土を工事現場から美山・小津地区の八王子砕石協会に加盟する採石場に搬入処分した。

(カ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

- ・公社事務所跡地の有効活用を図るため、一部を駐車場用地として賃貸した。
- ・「第34回全国都市緑化はちおうじフェア」のスポット会場として、センティ富士森の敷地を活用しイベントを行った。

## 4 経営状況

### (1)収支決算状況

平成29年度の総収入は13億1409万7,502円で、総支出は13億615万6,549円となっており、差引き794万953円の黒字であり、前期繰越収支差額533万1073円との合算額1,327万2,026円を次期へ繰り越している。

### (2)財政状態

#### ア 資産

当年度末における資産の合計は75億1,873万9,458円で、その内訳は流動資産が9,324万4,449円、固定資産が74億2,549万5,009円となっている。

## イ 負債及び正味財産

負債及び正味財産の合計は75億1,873万9458円、その内訳は、流動負債が9,148万3,637円、固定負債が1億9,692万9,980円、正味財産が72億3,032万5,841円となっている。

## ウ 貸借対照表

別表第1のとおり（26ページ）

## エ 正味財産増減計算書

別表第2のとおり（27ページ）

## オ 財務諸表に対する注記

別表第3のとおり（29ページ）

## 5 監査の結果

監査の結果、会計事務及びその他の事務は、概ね適正に執行されていると認められた。

## 第4 指定管理に関する監査

### 1 監査の対象

監査対象となる指定管理者、指定管理施設及び所管部課は、次のとおりである。

	指定管理者	指定管理施設	所管部課
(1)	共立・NTT ファシリティーズ 共同事業体	市民会館 (オリンパスホール八王子)	市民活動推進部 学園都市文化課
(2)	特定非営利活動法人 八王子市民活動協議会	市民活動支援センター	市民活動推進部 協働推進課
(3)	社会福祉法人 東京都福祉事業協会	高齢者在宅サービスセンター 長沼	福祉部 高齢者いきいき課
(4)	社会福祉法人 清心福祉会	高齢者在宅サービスセンター 石川	同上
(5)	医療法人社団 光生会	高齢者在宅サービスセンター 長房	同上

	指定管理者	指定管理施設	所管部課
(6)	夕やけ小やけ共同事業体	夕やけ小やけふれあいの里	産業振興部 観光課
(7)	社会福祉法人 公德福祉会	中野保育園	子ども家庭部 保育幼稚園課
(8)	社会福祉法人 多摩養育園	石川保育園	同上
(9)	同上	長房南保育園	同上
(10)	株式会社長和町振興公社	姫木平自然の家	生涯学習スポーツ部 生涯学習政策課
(11)	八王子市スポーツ・ コミュニティ推進グループ	甲の原体育館	生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課

## 2 監査の観点及び方法

監査は、次の表に掲げた事項を主な観点として、書類審査、質問調査等通常実施すべき監査手続により実施した。

指定管理者	所管部課
(1)施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。	(1)指定管理者の指定及び管理に関する協定等の締結は、法令、条例等に基づき適正に行われているか。
(2)協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。	(2)協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
(3)利用料金の設定等は適正に行われているか。	(3)管理に関する経費の算定、支出手続等は、条例、規則、協定等に従い適正に行われているか。
(4)公の施設の管理に係る諸規程の整備はなされているか。	(4)事業報告書の点検及び管理に関する経費の精算事務等は適正に行われているか。

指定管理者	所管部課
(5)公の施設の管理に係る会計経理及び備品管理は適正に行われているか。	(5)利用料金の承認手続は適正に行われているか。また、指定管理者に対して適時、適切に報告を求め、調査・指示を行っているか。
(6)公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か。また、領収書類の整備、保存は適切か。	

### 3 指定管理の概要

#### (1)市民会館（オリンパスホール八王子）

##### （共立・NTTファシリティーズ共同事業体）

##### ア 指定管理業務の概要

市民会館（オリンパスホール八王子）は、共立・NTTファシリティーズ共同事業体が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- （ア）市民会館の施設、付帯設備及び備品の維持管理に関すること。
- （イ）施設の利用承認等、会館運営に関すること。
- （ウ）設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関すること。
- （エ）情報の収集・提供に関すること。
- （オ）その他関連する業務

##### イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定期間
市民会館	八王子市子安町四丁目7番1号	平成28年4月1日～ 平成33年3月31日

施設規模・構造	延床面積 10,325.86 m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造 サザンスカイトワー八王子 4階～8階部分
施設の内容	ホール(2,021名収容)、リハーサル室 楽屋(10室)、諸室等 その他、サザンスカイトワー八王子共用部分のうち、4階及び7階の特定管理部分(ロビー、テラス)

### ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	79,217,000	79,217,000	人件費、管理費(委託費、保守点検費等)、事務費等
概算払分	53,040,000	44,755,610	修繕費、光熱水費、駐車場使用料、事業所税
合計	132,257,000	123,972,610	

### エ 指定管理者の概要

共立・NTTファシリティーズ共同事業体は、株式会社共立及び株式会社NTTファシリティーズから構成されている。

## (2)市民活動支援センター（特定非営利活動法人 八王子市民活動協議会）

### ア 指定管理業務の概要

市民活動支援センターは、特定非営利活動法人八王子市民活動協議会が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 施設及び設備の提供
- (イ) 市民活動を行う者、市民、事業者及び市相互の連携及び交流の促進
- (ウ) 情報の収集及び提供
- (エ) 啓発及び人材育成
- (オ) 相談
- (カ) 調査及び研究

### イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定期間
市民活動支援センター	八王子市旭町12番1号	平成23年4月1日～ 平成33年3月31日

構造・面積	鉄筋コンクリート造 ファルマ802ビル5階の占有面積 245.19 m <sup>2</sup> のうち 205.38 m <sup>2</sup>
施設の内容	事務室・相談コーナー、会議室、交流スペース、給湯室、トイレ、ロッカー室

### ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	19,762,056	19,762,056	人件費、事業費、管理費(消耗品費、通信費)
合計	19,762,056	19,762,056	

(3)高齢者在宅サービスセンター長沼(社会福祉法人 東京都福祉事業協会)

(4)高齢者在宅サービスセンター石川(社会福祉法人 清心福祉会)

(5)高齢者在宅サービスセンター長房(医療法人社団 光生会)

#### ア 指定管理業務の概要 (3)~(5)共通

上記高齢者在宅サービスセンターは、上記の社会福祉法人及び医療法人社団が指定管理を行っている。主な業務は、次のとおりである。

(ア) 介護保険法に基づく通所介護サービス(デイサービス)

(イ) 施設、付帯設備、物品の保守、維持管理及び修繕(市が加入する建物損害保険が適用となる修繕及び大規模修繕を除く。)

(ウ) 地域高齢者福祉の増進に関する業務(地域での高齢者福祉等の相談、専門窓口の紹介等、地域の高齢者福祉拠点としての活動)

#### イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定期間
高齢者在宅サービスセンター長沼	八王子市長沼町1302番地1	平成28年4月1日～平成33年3月31日
高齢者在宅サービスセンター石川	八王子市石川町1920番地	平成28年4月1日～平成33年3月31日
高齢者在宅サービスセンター長房	八王子市長房町588番地	平成27年4月1日～平成32年3月31日

### ウ 指定管理料の執行状況

介護保険法に基づく介護報酬及び利用料自己負担金を財源とする全額利用料金制を採っており、市からの指定管理料の支払は行われていない。

## (6) 夕やけ小やけふれあいの里（夕やけ小やけ共同事業体）

### ア 指定管理業務の概要

夕やけ小やけふれあいの里は、夕やけ小やけ共同事業体が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 施設等の利用に関すること。
- (イ) ふれあいの里施設（工作物を含む。）、付帯設備及び備品の維持及び管理運営に関すること。
- (ウ) 経理等に関すること。
- (エ) 利用料金に関すること。
- (オ) ふれあいの里施設の利用申請及び承認に関すること。
- (カ) その他

### イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定期間
夕やけ小やけふれあいの里	八王子市上恩方町2030番地	平成29年4月1日～ 平成34年3月31日

### ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	89,975,000	89,975,000	人件費、維持管理費、光熱水費、企画事業費、消耗品費、燃料費
概算払分	5,000,000	5,000,000	修繕費
合計	94,975,000	94,975,000	

### エ 指定管理者の概要

夕やけ小やけ共同事業体は、公益社団法人八王子観光コンベンション協会及び株式会社アーバンから構成されている。

(7) 中野保育園（社会福祉法人 公德福祉会）

(8) 石川保育園（社会福祉法人 多摩養育園）

(9) 長房南保育園（社会福祉法人 多摩養育園）

## ア 指定管理業務の概要 (7)~(9)共通

上記保育園は、上記社会福祉法人が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 保育の提供に関する入園児童の生活指導及びその他処遇に関すること。
- (イ) 保育の提供に関する入園児童の保健衛生に関すること。
- (ウ) 保育の提供に関する入園児童の給食に関すること。
- (エ) 保育園の施設の維持及び修繕に関する業務
- (オ) 消防法第8条に定める防火管理者の業務
- (カ) 管理運営業務のサービス水準向上を目的とした利用者の満足度調査

## イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定期間
中野保育園	八王子市中野上町一丁目22番11号	平成27年4月1日～ 平成32年3月31日
石川保育園	八王子市石川町2966番地8	平成28年4月1日～ 平成33年3月31日
長房南保育園	八王子市長房町519番地	平成27年4月1日～ 平成32年3月31日

## ウ 指定管理料の執行状況

### 中野保育園

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	113,596,000	113,596,000	人件費、事務費、管理費(清掃費、保守点検費、警備業務委託費等)
概算払分	11,393,000	11,207,900	人件費(処遇改善経費)
合計	124,989,000	124,803,900	



### 石川保育園

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	115,380,000	115,380,000	人件費、事務費、管理費(清掃費、保守点検費、警備業務委託費等)
概算払分	13,673,000	11,424,771	人件費(処遇改善経費)
合計	129,053,000	126,804,771	

### 長房南保育園

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	103,488,000	103,488,000	人件費、事務費、管理費(清掃費、保守点検費、警備業務委託費等)
概算払分	12,528,000	11,174,958	人件費(処遇改善経費)
合計	116,016,000	114,662,958	

### (10) 姫木平自然の家(株式会社 長和町振興公社)

#### ア 指定管理業務の概要

姫木平自然の家は、株式会社長和町振興公社が指定管理業務を行っている。  
主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 施設の維持管理に関する業務
- (イ) 施設の利用承認等に関する業務
- (ウ) 宿日直業務
- (エ) 自然の家の利用促進に関すること。
- (オ) 売店の設置
- (カ) 自動販売機の設置
- (キ) 消防法第8条に定める防火管理者に関する業務
- (ク) その他自然の家の管理運営(教育委員会固有の権限に属する事務を除く。)

### イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定期間
姫木平自然の家	長野県小県郡 長和町大門3515番地29	平成28年4月1日～ 平成31年3月31日

### ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	41,000,000	41,000,000	人件費、食材費、維持管理費、 光熱水費、寝具リース費
概算払分	3,700,000	3,700,000	修繕費
合計	44,700,000	44,700,000	

## (11)甲の原体育館（八王子市スポーツ・コミュニティ推進グループ）

### ア 指定管理業務の概要

甲の原体育館は、八王子市スポーツ・コミュニティ推進グループが指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 施設等の利用に関すること。
- (イ) 施設等の維持管理及び修繕に関すること。
- (ウ) 利用料金に関すること。
- (エ) 施設等の利用承認等に関すること。
- (オ) 光熱水費の支払いに関すること。
- (カ) その他

### イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定期間
甲の原体育館	八王子市中野町2726番地8	平成28年4月1日～ 平成33年3月31日

#### ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
固定払分	62,904,310	62,904,310	人件費、維持管理費、事業運営費、消耗品費
概算払分	39,852,000	36,105,118	修繕費、光熱水費
合計	102,756,310	99,009,428	

#### エ 指定管理者の概要

八王子市スポーツ・コミュニティ推進グループは、シンコースポーツ株式会社、ジョンソンコントロールズ株式会社及び株式会社イシイサービスから構成されている。

#### 4 監査の結果

監査の結果、会計事務及びその他の事務は、概ね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

##### (1)八王子市民会館（オリンパスホール八王子）

（共立・NTTファシリティーズ共同事業体）

##### 【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

##### (2)市民活動支援センター（特定非営利活動法人 八王子市民活動協議会）

##### 【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

##### (3)高齢者在宅サービスセンター長沼（社会福祉法人 東京都福祉事業協会）

##### (4)高齢者在宅サービスセンター石川（社会福祉法人 清心福祉会）

##### (5)高齢者在宅サービスセンター長房（医療法人社団 光生会）

##### 【指摘事項】(3)~(5)共通

高齢者在宅サービスセンター指定管理業務（施設の維持及び保守点検等）に係る履行確認について

福祉部 高齢者いきいき課

市が設置する高齢者在宅サービスセンター（以下「センター」という。）4施設（長沼、石川、中野、長房）の管理運営については、指定管理者制度を導

入し、3 社会福祉法人及び1 医療法人社団を指定管理者に指定している。

センターの管理運営に当たっては、センターの管理に関する基本協定書を締結し、各指定管理者は、これに基づき施設の管理運営業務を実施している。

前回の平成24年度財政援助団体等監査において、各センターの施設の維持及び保守点検等や衛生管理に係る業務（以下「保守点検等業務」という。）に係る具体的な業務内容を記載した管理仕様書や施設管理状況報告書等が整備されておらず、実際には保守点検等業務を行っているものの、書面では一部しか確認できなかったため、所管課に対し適切な業務の履行確認と適宜の現状把握が行えるよう指摘し、改善を求めたところである。

これを受けて所管課では、平成28年5月に管理仕様書及び法定点検等実施状況書（以下「実施状況書」という。）を作成し、各センターの指定管理者に提示した上で、当年度から適用させ、毎年度の実績報告時に実施状況書の提出を求めるなど保守点検等業務の履行確認及び現状把握に努める旨の報告があったため、上記指摘に対して措置済としたところである。

そこでセンターのうち今回の監査対象施設である3施設（長沼、石川、長房）の保守点検等業務についてみたところ、管理仕様書等に基づき保守点検等業務を行っていたことは確認できたものの、実施状況書の提出は確認できなかった。

このことについて所管課に確認したところ、保守点検業務については、モニタリング時に現地で履行確認を行っているが、実施状況書は使用していないとのことであった。

実績報告時に実施状況書の提出を求めることは、指定管理者が適切に保守点検等業務を行っていることを書面で確認する手段として所管課が自ら改善策として提示したものである。確認手段を定めても実際に活用していない状況では、措置が講じられたとは言い難い。

センターの主たる利用者は高齢の要介護者であり、施設内で給食の提供や入浴が行われることから、保守点検等業務の履行状況の確認は、安全衛生管理上、市の重要な責務である。

については、所管課においては、実績報告時に実施状況書を提出させる意義について再認識するとともに、報告した措置内容を確実に実施し、センターの設置者として、適切な業務の履行確認及び現状把握に努められたい。

## **(6)タやけ小やけふれあいの里（タやけ小やけ共同事業体）**

### **【指摘事項】**

特に指摘する事項はない。

**(7)中野保育園（社会福祉法人 公德福祉会）**

**【指摘事項】**

特に指摘する事項はない。

**(8)石川保育園（社会福祉法人 多摩養育園）**

**【指摘事項】**

特に指摘する事項はない。

**(9)長房南保育園（社会福祉法人 多摩養育園）**

**【指摘事項】**

特に指摘する事項はない。

**(10)姫木平自然の家（株式会社 長和町振興公社）**

**【指摘事項】**

特に指摘する事項はない。

**(11)甲の原体育館（八王子市スポーツ・コミュニティ推進グループ）**

**【指摘事項】**

特に指摘する事項はない。

## 貸借対照表

別表第1

平成30年3月31日現在

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	81,101,864	90,934,177	▲ 9,832,313
未収金	11,167,685	4,587,616	6,580,069
商品	137,062	134,416	2,646
立替金	285,020	1,895,179	▲ 1,610,159
前払費用	552,818	210,198	342,620
流動資産合計	93,244,449	97,761,586	▲ 4,517,137
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	196,294,016	196,294,016	0
定期預金	103,705,984	103,705,984	0
基本財産合計	300,000,000	300,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	45,820,145	45,820,145	0
土地取得積立資産	0	23,515,000	▲ 23,515,000
特別修繕引当資産	73,768,000	670,158,000	▲ 596,390,000
特定資産合計	119,588,145	739,493,145	▲ 619,905,000
(3) その他固定資産			
建物	3,205,852,423	3,172,911,925	32,940,498
建物減価償却累計額	▲ 1,284,274,315	▲ 1,211,261,903	▲ 73,012,412
建物付属設備	890,652,131	880,907,625	9,744,506
建物付属設備減価償却累計額	▲ 754,750,674	▲ 731,803,605	▲ 22,947,069
構築物	357,538,392	356,495,112	1,043,280
構築物減価償却累計額	▲ 300,190,446	▲ 285,190,261	▲ 15,000,185
車両運搬具	5,492,327	5,492,327	0
車両運搬具減価償却累計額	▲ 5,492,321	▲ 5,463,733	▲ 28,588
機械及び装置	436,217,921	436,217,921	0
機械及び装置減価償却累計額	▲ 365,601,646	▲ 321,714,200	▲ 43,887,446
什器備品	45,124,998	45,023,952	101,046
什器備品減価償却累計額	▲ 41,950,634	▲ 41,296,455	▲ 654,179
一括償却資産	127,008	432,820	▲ 305,812
一括償却資産減価償却累計額	▲ 84,672	▲ 246,210	161,538
土地	3,560,449,815	3,032,343,470	528,106,345
長期事業資産	479,356,127	473,878,392	5,477,735
電話加入権	6,000	6,000	0
営業保証金	10,000,000	10,000,000	0
投資有価証券	506,138	123,627	382,511
出資金	10,000	10,000	0
長期貸付金	726,000,000	593,450,000	132,550,000
預り敷金積立金	38,275,000	38,275,000	0
ソフトウェア	1,732,250	3,200,953	▲ 1,468,703
その他固定資産合計	7,004,995,822	6,451,792,757	553,203,065
(4) 繰延資産			
公共的施設負担金	911,042	1,096,340	▲ 185,298
繰延資産合計	911,042	1,096,340	▲ 185,298
固定資産合計	7,425,495,009	7,492,382,242	▲ 66,887,233
資産合計	7,518,739,458	7,590,143,828	▲ 71,404,370
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払費用	959,420	804,361	155,059
買掛金	98,887	188,693	▲ 89,806
未払金	32,229,517	37,373,066	▲ 5,143,549
一年内返済予定長期借入金	4,860,000	0	4,860,000
未払消費税等	0	1,452,200	▲ 1,452,200
未払法人税等	1,706,000	1,706,000	0
前受金	23,031,993	26,282,572	▲ 3,250,579
預り金	21,809,544	24,489,205	▲ 2,679,661
賞与引当金	6,788,276	5,868,269	920,007
流動負債合計	91,483,637	98,164,366	▲ 6,680,729
2. 固定負債			
長期借入金	89,710,000	0	89,710,000
退職給付引当金	68,944,980	64,292,560	4,652,420
預り敷金	38,275,000	38,275,000	0
固定負債合計	196,929,980	102,567,560	94,362,420
負債合計	288,413,617	200,731,926	87,681,691
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	204,000,000	204,000,000	0
指定正味財産合計	204,000,000	204,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	( 204,000,000 )	( 204,000,000 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
2. 一般正味財産	7,026,325,841	7,185,411,902	▲ 159,086,061
(うち基本財産への充当額)	( 96,000,000 )	( 96,000,000 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 73,768,000 )	( 693,673,000 )	▲ 619,905,000
正味財産合計	7,230,325,841	7,389,411,902	▲ 159,086,061
負債及び正味財産合計	7,518,739,458	7,590,143,828	▲ 71,404,370

正味財産増減計算書

別表第2

平成 29年4月1日から平成 30年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	438,890	266,836	172,054
基本財産運用益	438,890	266,836	172,054
特定資産運用益	33,094	241,395	▲ 208,301
特定資産運用益	33,094	241,395	▲ 208,301
事業収益	527,742,481	538,442,238	▲ 10,699,757
アーバンヒル大和田事業収益	50,762,170	50,612,100	150,070
センティ富士森事業収益	39,830,440	40,633,990	▲ 803,550
檜原斎場事業収益	69,442,740	64,184,400	5,258,340
八王子駅南口自転車等駐車場事業収益	43,409,930	43,189,250	220,680
都市施設等管理事業収益	188,377,513	188,415,781	▲ 38,268
建設残土処理事業収益	18,412,939	44,428,814	▲ 26,015,875
檜原斎場飲料販売収益	6,292,740	6,035,950	256,790
旭町地区開発推進事業収益	102,463,918	100,941,953	1,521,965
中心市街地活性化事業収益	8,750,091	0	8,750,091
受取補助金等	1,800,000	0	1,800,000
受取補助金	1,800,000	0	1,800,000
受取負担金収益	5,202,291	1,136,094	4,066,197
八王子市受取負担金収益	5,202,291	1,136,094	4,066,197
雑収益	25,958,257	16,904,577	9,053,680
受取利息	84,423	239,942	▲ 155,519
貸貸収益	16,796,003	12,504,696	4,291,307
雑収益	9,077,831	4,159,939	4,917,892
引当金取崩額	280,966	190,438	90,528
賞与引当金取崩額	280,966	190,438	90,528
経常収益計	561,455,979	557,181,578	4,274,401
(2) 経常費用			
事業費	673,206,581	653,424,076	19,782,505
報酬	18,037,514	19,335,556	▲ 1,298,042
給料手当	56,639,403	52,974,947	3,664,456
賞与引当金繰入額	5,373,455	4,888,040	485,415
退職給付費用	3,652,145	3,262,344	389,801
福利厚生費	12,554,728	12,118,439	436,289
貸金	8,640,672	7,052,046	1,588,626
旅費交通費	62,727	32,645	30,082
通信運搬費	1,812,596	1,799,371	13,225
消耗器具備品費	630,119	748,531	▲ 118,412
消耗品費	3,648,570	4,060,663	▲ 412,093
修繕費	78,458,885	52,818,117	25,640,768
印刷製本費	4,073,620	4,679,120	▲ 605,500
燃料費	242,880	184,832	58,048
光熱水費	13,162,050	11,630,030	1,532,020
賃借料	1,700,973	1,680,708	20,265
保険料	2,157,957	2,124,901	33,056
諸謝金	32,000	48,000	▲ 16,000
租税公課	59,494,761	61,239,080	▲ 1,744,319
支払負担金	410,537	368,962	41,575
委託費	236,015,219	245,749,431	▲ 9,734,212
支払手数料	935,793	916,399	19,394
広告宣伝費	2,656,455	2,834,950	▲ 178,495
新聞図書費	1,267	4,143	▲ 2,876
支払利息	224,908	0	224,908
催事費	175,826	167,706	8,120
商品仕入費	2,966,867	2,838,579	128,288
雑費	112,172	147,167	▲ 34,995
減価償却費	159,187,030	159,568,357	▲ 381,327
繰延資産償却費	145,452	151,012	▲ 5,560

科 目	当年度	前年度	増 減
管理費	46,393,200	30,960,333	15,432,867
報酬	11,387,683	10,700,387	687,296
給料手当	14,634,002	9,464,293	5,169,709
賞与引当金繰入額	1,414,821	980,229	434,592
退職給付費用	1,000,275	740,536	259,739
福利厚生費	4,210,405	3,470,567	739,838
貸金	465,425	386,281	79,144
旅費交通費	811,045	591,416	219,629
通信運搬費	127,529	100,053	27,476
消耗器具備品費	69,534	27,495	42,039
消耗品費	260,020	161,114	98,906
修繕費	80,380	40,886	39,494
印刷製本費	33,251	19,786	13,465
燃料費	66,526	41,965	24,561
光熱水費	177,964	127,970	49,994
賃借料	3,327	14,850	▲ 11,523
保険料	91,163	58,639	32,524
租税公課	3,319,013	1,850,725	1,468,288
支払負担金	76,843	61,058	15,785
委託費	7,251,988	1,235,401	6,016,587
支払手数料	17,326	18,286	▲ 960
新聞図書費	353	947	▲ 594
交際費	5,000	31,200	▲ 26,200
雑費	26,029	10,416	15,613
減価償却費	823,452	791,547	31,905
繰延資産償却費	39,846	34,286	5,560
経常費用計	719,599,781	684,384,409	35,215,372
当期経常増減額	▲ 158,143,802	▲ 127,202,831	▲ 30,940,971
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	0	149,999	▲ 149,999
車両運搬具売却益	0	149,999	▲ 149,999
経常外収益計	0	149,999	▲ 149,999
(2) 経常外費用			
除却損失	21,864	39,326	▲ 17,462
建物付属設備除却損	21,864	39,326	▲ 17,462
雑損失	920,395	0	920,395
貸倒損失	920,395	0	920,395
経常外費用計	942,259	39,326	902,933
当期経常外増減額	▲ 942,259	110,673	▲ 1,052,932
当期一般正味財産増減額	▲ 159,086,061	▲ 127,092,158	▲ 31,993,903
一般正味財産期首残高	7,185,411,902	7,312,504,060	▲ 127,092,158
一般正味財産期末残高	7,026,325,841	7,185,411,902	▲ 159,086,061
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	204,000,000	204,000,000	0
指定正味財産期末残高	204,000,000	204,000,000	0
III 正味財産期末残高	7,230,325,841	7,389,411,902	▲ 159,086,061



## 財務諸表に対する注記

平成30年3月31日現在

## 1 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況はない。

## 2 重要な会計方針

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)によっている。  
 ②その他の有価証券 時価のあるもの……期末日の市場価額等に基づく時価法によっている。  
 時価のないもの……移動平均法による原価法によっている。

## (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法によっている。

## (3) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却方法は、定額法で行っている。

## (4) 引当金の計上基準

- 退職給付引当金は、期末退職手当(普通退職)の要支給額を計上している。  
 賞与引当金は、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

## (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計は税込方式によっている。

## 3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	196,294,016	0	0	196,294,016
定期預金	103,705,984	0	0	103,705,984
小 計	300,000,000	0	0	300,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	45,820,145	0	0	45,820,145
土地取得積立資産	23,515,000	0	23,515,000	0
アーバンヒル大和田特別修繕引当資産	312,068,000	0	295,598,000	16,470,000
センチ富士森特別修繕引当資産	333,210,000	21,400,000	329,340,000	25,270,000
檜原斎場特別修繕引当資産	4,000,000	3,000,000	0	7,000,000
八王子駅南口自転車駐車場特別修繕引当資産	7,880,000	12,000,000	7,852,000	12,028,000
旭町地区開発推進特別修繕引当資産	13,000,000	0	0	13,000,000
小 計	739,493,145	36,400,000	656,305,000	119,588,145
合 計	1,039,493,145	36,400,000	656,305,000	419,588,145

## 4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	196,294,016	104,000,000	92,294,016	0
定期預金	103,705,984	100,000,000	3,705,984	0
小 計	300,000,000	204,000,000	96,000,000	0

特定資産				
退職給付引当資産	45,820,145	0	0	45,820,145
アーバンヒル大和田特別修繕引当資産	16,470,000	0	16,470,000	0
センチ富士森特別修繕引当資産	25,270,000	0	25,270,000	0
檜原斎場特別修繕引当資産	7,000,000	0	7,000,000	0
八王子駅南口自転車駐車場特別修繕引当資産	12,028,000	0	12,028,000	0
旭町地区開発推進特別修繕引当資産	13,000,000	0	13,000,000	0
小 計	119,588,145	0	73,768,000	45,820,145
合 計	419,588,145	204,000,000	169,768,000	45,820,145

5 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。（単位：円）

科 目	債権金額	貸倒引当金の 当期末残高	債権の 当期末残高
未収金			
アーバンヒル大和田未収消費税・家賃等	2,325,760	0	2,325,760
センチ富士森自動販売機手数料	17,057	0	17,057
檜原斎場予約システム八王子市斎場負担分等	4,466,268	0	4,466,268
南口自転車駐車場認証サービス分	477,360	0	477,360
市営駐車場指定管理料	2,030,520	0	2,030,520
法人会計補助金収入等	1,850,720	0	1,850,720
合 計	11,167,685	0	11,167,685

6 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は次のとおりである。（単位：円）

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
営業保証金・投資有価証券			
利付国庫債券(10年)	10,022,750	10,492,000	469,250
基本財産・投資有価証券			
大阪府公募公債(10年)	196,777,404	197,240,000	462,596
合 計	206,800,154	207,732,000	931,846

7 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高（単位：円）

補助金等の名称 (補助金等の交付者)	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表 上の 記載区分
補助金 平成29年度地域・まちなか 商業活性化支援事業費補助金 (経済産業省)	0	1,800,000	1,800,000	0	—
小 計	0	1,800,000	1,800,000	0	

8 金融商品の状況に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資産運用については、資金管理方針及び債券運用指針に基づき、安全・確実を第一に、債券及び及び健全性のある金融機関に分散して運用する。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、国債及び地方債であり、発行体の信用リスクは低い。市場価格の変動リスクについては、満期保有を目的としていることから、そのリスクは低い。

(3) 金融商品のリスクに係る管理体制

① 資金管理方針に基づく取引

金融商品の取引は、当社の資金管理方針に基づき行う。

② 信用リスクの管理

債券については、債券運用指針に基づき、リスク管理を行う。

③ 市場リスクの管理

資金運用会議要綱に基づき、資金運用について定期的に審議し、理事長に報告する。

9 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、八王子市に賃貸住宅・賃貸店舗・賃貸ビル・駐車場その他賃貸用地を有している。なお、賃貸ビルの一部については、当社が本社事務所として使用している。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:円)

	貸借対照表計上額	当期末の時価
賃貸等不動産	4,260,830,823	4,652,176,749

(注1)貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額である。

(注2)当期末の時価は、土地については主として固定資産税評価額に基づいて当社で算定した金額であり、建物については適正な帳簿価格である。

10 その他

長期貸付金の内訳は次のとおりである。

(単位:円)

貸付先	金額
川口土地区画整理組合	726,000,000



# 平成30年度 行政監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査

### 2 監査のテーマ

準公金の管理及び取扱いについて

市が取り扱う金銭は、普通地方公共団体の歳入歳出に属する歳計現金と、法令に基づいて本来受領すべき債権者に代わって徴収、又は収納している歳計外現金であるが、本テーマとして選定した準公金は、これらの現金に属さない、すなわち法令に基づかない現金であり、市職員が八王子市会計事務規則等の適用を受けずに取り扱っている現金とする。

### 3 監査の目的

地方自治法及び八王子市会計事務規則に規定される公金については、監査委員の財務監査（地方自治法第199条第4項）、例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）、会計管理者の審査の対象となっている。しかしながら、関係団体等の規約等により市職員が取り扱う準公金については、法令等によりその管理が定められていないことから統一的な取扱基準等もなく、不適切な取扱いやチェック機能の不備によるリスクが懸念されるところである。

そこで、準公金の取扱いは適切に行われているか、どのようなルールに基づいて事務処理が行われているか、更には市が取り扱う根拠などについて調査し、準公金の取扱いにおける適正性及び妥当性について検証することなどを目的とする。

### 4 監査の実施期間

平成30年8月1日から同年12月20日まで

### 5 監査の対象

平成29年度に職務の関係上、市職員が取り扱った本市以外の団体等が所有する準公金。ただし、本監査の実施に先立ち実施した予備調査の回答を精査し、既に事務局が解散している、改善に取り組んでいる次の準公金については、監査期間を考慮し、対象から除外した。

(1)第34回全国都市緑化はちおうじフェア実行委員会及び平成29年度全国都市緑化祭実行委員会において、市が事務局となり取り扱った準公金

(2)市の小中学校及び看護専門学校で市職員が取り扱った準公金

(3)市職員が会計事務を行うことはなく一時的な保管又は市を経由しているにすぎない募金等

## 6 監査の対象所管及び準公金

(1)監査対象部局 市民活動推進部 外14部局

(2)監査対象取扱団体等 八王子市親切会 外38種

番号	部課局名		取扱団体又は準公金の名称	番号	部課局名		取扱団体又は準公金の名称
	部局	課			部局	課	
1	市民活動推進部	協働推進課	八王子市親切会	21	資源循環部	ごみ減量対策課	美しい八王子をつくる会
2	総務部	総務課	八王子市自治功労者会	22		館清掃事業所	館清掃工場運営協議会
3	市民部	市民生活課	東京都市町村民交通災害共済	23		戸吹クリーンセンター	八王子市戸吹最終処分場等清掃事業施設対策協議会
4	生活安全部	防災課	八王子市消防団共済会	24			戸吹クリーンフェスタ実行委員会
5			八王子市自主防災団体連絡協議会	25		北野清掃工場	北野清掃施設・下水施設関係町会連絡協議会
6	福祉部	福祉政策課	八王子市民生委員児童委員協議会	26	水循環部	下水道課	八王子処理場対策協議会
7			日本赤十字社東京都支部八王子市地区	27			多摩川流域下水道 多摩川右岸ブロック協議会
8	健康部	健康政策課	はちおうじ健康づくり推進協議会	28		水再生課	八王子浅川水辺の楽校運営協議会
9			食育フェスタ実行委員会	29	都市総務課	首都圏業務核都市首長会議	
10		生活衛生課	東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会	30		南多摩ニュータウン協議会	
11	子ども家庭部	保育幼稚園課	日本スポーツ振興センター災害共済給付金	31	都市計画部	交通企画課	多摩都市モノレール八王子ルート整備促進協議会
12		児童青少年課	八王子市青少年対策地区委員会連絡会	32			関東国道協会 東京都地区協議会
13			八王子市青少年対策地区委員会連絡会市制100周年記念事業実施委員会	33		一般国道20号八王子南バイパス・日野バイパス延伸を促進する議員連盟	
14			社会を明るくする運動八王子市実施委員会	34	八高線八王子・高麗川間複線化促進協議会		
15			八王子市青少年健全育成キャンペーン実施委員会	35	まちなみ整備部	住宅政策課	八王子市居住支援協議会
16	産業振興部	観光課	高尾山・リニア広域観光拠点地区連絡会	36	農業委員会事務局	八王子市農業委員会親睦会	
17			高尾陣馬特別警戒連絡協議会	37		八王子市農業経営者クラブ	
18			八王子フォトロゲイニング滝山実行委員会	38	生涯学習スポーツ部	スポーツ振興課	全関東八王子夢街道駅伝競走大会実行委員会
19	環境部	環境政策課	八王子環境フェスティバル実行委員会	39		こども科学館	八王子「宇宙の学校」実行委員会
20		環境保全課	八王子市採石・ダンプ対策協議会				

## 7 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりである。

- (1)取扱団体の規約や会則は整備されているか、またその内容は適切か。
- (2)出入金における事務処理は適切に行われているか。
- (3)出入金に係る請求書、領収書等の証憑書類が適正に保管されているか。
- (4)事務処理に係るチェック体制は確立されているか。
- (5)現金出納簿、預金通帳等の確認は定期的に適切に行われているか。
- (6)現金等の管理は適切に行われているか。
- (7)本市が準公金の会計事務を行う根拠はあるか。

## 8 監査の方法

- (1)本監査の実施に先立ち、全所管に対して調査票を送付し、準公金の取扱状況について予備調査を行い監査対象の選定を行った。(平成30年7月6日～18日)
- (2)監査対象とする準公金の管理を行っている所管に対して調査票を送付し、回答の依頼とあわせて、事務処理に係る関係書類、団体及び会計事務に関する規程等の提出を依頼した。(平成30年9月5日～19日)
- (3)上記(2)により回答された調査票と提出された関係書類等との突合を行い、内容の確認を行うとともに、集められたデータについて、全体的傾向及び監査対象を性質別に分類した上での分析を行った。
- (4)上記(3)の中で、更に確認が必要となる事項等について、所管に聞き取り調査を行うとともに、現金等の管理状況確認などの実地検査を実施した。

## 第2 調査の結果

前記、監査の概要6の監査対象を分析し2つの性質に分類した上で、設置目的、構成員及び29年度決算額について集計した結果は次のとおりである。

### (1)市に事務局を置く任意団体等の会計に係る現金

設置目的	件数	団体(準公金)名	構成員	29年度決算額 (単位:円)	
				歳入	歳出
イベント・催事等の円滑な開催等	12	はちおうじ健康づくり推進協議会	市(市長等)が含まれる	2,140,005	2,139,208
		全関東八王子夢街道駅伝競走大会実行委員会		36,409,227	36,409,227
		高尾陣馬特別警戒連絡協議会		3,514,529	3,514,529
		はちおうじ食育フェスタ実行委員会		1,215,614	1,215,614
		八王子フォトロゲイニング滝山実行委員会		2,537,408	2,537,408
		八王子環境フェスティバル実行委員会		3,782,371	3,782,371
		戸吹クリーンフェスタ実行委員会		114,000	113,832
		八王子浅川水辺の楽校運営協議会		200,000	198,666
		八王子「宇宙の学校」実行委員会		967,229	869,158
		八王子市青少年健全育成キャンペーン実施委員会	895,000	894,958	
		八王子市青少年対策地区委員会連絡会市制100周年記念事業実施委員会	3,086,000	2,930,775	
		美しい八王子をつくる会	171,000	142,295	
市民協働による市の施策等の推進	5	八王子市親切会	市(市長等)が含まれる	597,314	314,598
		社会を明るくする運動八王子市実施委員会		1,118,440	998,477
		八王子市居住支援協議会		256,326	12,471
		東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会	市(市長等)が含まれない	402,296	402,296
		八王子市青少年対策地区委員会連絡会		2,846,956	2,846,956
地域課題等に係る地元協議、相互理解等	6	多摩都市モノレール八王子ルート整備促進協議会	市(市長等)が含まれる	1,114,655	1,001,716
		八王子市採石・ダンプ対策協議会		911,699	441,160
		館清掃工場運営協議会		500,003	179,905
		戸吹最終処分場等清掃事業施設対策協議会		313,000	311,517
		北野清掃施設・下水施設関係町会連絡協議会		343,000	312,527
		八王子処理場対策協議会		41,388	41,388
自治体間連携による事業促進、情報交換	6	高尾山・リニア広域観光拠点地区連絡会	市(市長等)が含まれる	5,001,000	5,001,000
		多摩川流域下水道 多摩川右岸ブロック協議会		383,215	0
		首都圏業務核都市首長会議		1,729,343	205,972
		南多摩ニュータウン協議会		620,602	107,963
		八高線八王子・高麗川間複線化促進協議会		281,403	70,798
		関東国道協会 東京都地区協議会		912,154	416,906
その他	7	八王子市自治功労者会	市(市長等)が含まれない	519,858	358,079
		八王子市消防団共済会		3,744,444	3,744,444
		八王子市自主防災団体連絡協議会		2,298,798	2,298,798
		八王子市民生委員児童委員協議会		14,437,819	14,437,819
		一般国道20号八王子南バイパス・日野バイパス延伸を促進する議員連盟		148,689	82,004
		八王子市農業経営者クラブ		674,730	449,102
		八王子市農業委員会親睦会		856,816	816,812
合計	36			95,086,331	89,600,749



### ①イベント・催事等の円滑な開催等

はちおうじ食育フェスタ、八王子環境フェスティバル、戸吹クリーンフェスタ等のイベントを開催している実行委員会が主な団体であるが、12団体のうち9団体で構成員に市（市長等）が含まれている。

### ②市民協働による市の施策等の推進

市民力及び地域力を活用し、協働により事業を推進する性質の団体である。

### ③地域課題等に係る地元協議、相互理解等

地域における課題を解決するため、関係する近隣住民等と定期的な協議の場を設け、ともに解決を図る役割を担っている団体で、6つの全ての団体で構成員に市（市長等）が含まれている。

### ④自治体間連携による事業促進及び情報交換

他都市との広域な連携により、自治体の範疇を超える地域課題を解決するため、関係市町村間で協議し、合意を形成していくための団体で、6つの全ての団体で構成員に市（市長等）が含まれている。

### ⑤その他

団体の活動推進、会員間の連携・親睦等を図るための団体であり、7つの全ての団体が市（市長等）以外で構成されている。

## (2)市の事業に関連する業務に係る現金

件数	団体(準公金)名	構成員	29年度決算額（単位：円）	
			歳入	歳出
3	日本赤十字社東京都支部八王子市地区	市(市長等)が含まれる	2,678,114	2,678,114
	東京都市町村民交通災害共済事業		37,448,700	19,800,000
	日本スポーツ振興センター災害共済給付金		858,756	858,756

全ての団体で、上部団体である東京都市町村総合事務組合等の資金を活用し、自治体業務として共済給付や日本赤十字に関する業務を実施している。

## 1 会計事務について

### (1) 団体における会計事務について

#### ① 団体における会計事務規程等の有無

(単位: 件)

会計規程等の有無		会計事務に関する規程等の種別	
有	16	事務局規程・会則・規約	4
		会計規程・規則	7
		会計事務取扱要領・マニュアル	4
		負担金の支出に関する要綱	1
無	23		

会計事務に関する規程等がある団体は16件で、そのうち、会計規程・規則または取扱要領・マニュアルなど、会計に関わる取扱いを団体独自で詳細に定めているものは11件である。また、会計規程等が無いとした23件の団体においては、市の会計事務規則及び会計事務の手引きを参考に会計事務を行っているものもある。

#### ② 出入金時の意思決定

(単位: 件)

出入金時の意思決定の有無		意思決定文書の有無		管理責任者の意思決定の有無		意思決定の時期	
有	38	有	30	有	30	事前	26
				無	0	事後	3
		無	8			事前・事後あり	1
無	1						

出入金時の意思決定の有無については、「意思決定有」は38件で、このうち意思決定を文書で行っているものは30件である。

意思決定文書がない8件については、全て口頭により使用目的と金額についての意思決定を行っている。意思決定を口頭で行う主な理由は、「急な支出のため」「以前からそのようにしている」など機動性を重視したものや前例踏襲的なものである。

意思決定の時期については、「事後」に行っているものが4件ある。

### ③ 出入金における証憑書類（領収書等）の保管方法

（単位：件）

保管方法	
支出（収入）伝票に添付して保管	21
証憑書類の種類ごとに保管	5
全ての証憑書類を日付順に保管	13
保管していない	0
その他	0

出入金における証憑書類（領収書等）については、39件全てで保管されており、「支出（収入）伝票に添付して保管」しているものが21件で最も多い。

### ④ 証憑書類（領収書等）の保存年数

（単位：件）

保存年数	
1年以上～5年未満	2
5年以上～10年未満	27
10年以上	6
長期・永年	4

証憑書類の保存年数については、「5年以上10年未満」が最も多く27件である。長期・永年で保存する主な理由は、「設立当初からの経緯を確認できるようにするため」である。

## (2) 手許現金の取扱いについて

### ① 出入金の方法

（単位：件）

出入金の方法		現金出納簿の有無	
		有	無
通帳により行っている	21	21	0
一定額を引き出し、一定期間保管している手許現金により行っている	4	4	0
通帳及び手許現金の両方により行っている	14	13	1

会計事務における出入金については、「通帳により行っている」が21件で、これは、必要な金額をその都度通帳から出し入れするものである。また、手許現金を保管しているものは18件である。

## ②手許現金の保管方法

(単位:件)

手許現金の保管場所		引き出す時期		最高額	
金庫	18	年度当初	4	5万円未満	3
鍵付の机	0	年に数回	4	1万円以上10万円未満	5
鍵なしの机	0			10万円以上20万円未満	1
鍵付のキャビネット	0	使用前	9	20万円以上30万円未満	5
鍵なしのキャビネット	0	その他	1	30万円以上	4

手許現金の保管場所については、18件全てが「金庫」である。

管理状況としては、保管額の上限を定めているものは1件のみであったが、9件については現金での保管を極力しないように使用の前に引き出している。

一方、年度当初に全額を通帳から引き出し、その後全額を手許現金として保管しているものが4件ある。最も高額な保管額は50万円である。

## (3)キャッシュカードの使用について

### ①キャッシュカードの使用

(単位:件)

キャッシュカードの所有		保管場所		暗証番号の管理		使用頻度	
有	18	金庫	13	担当者全員	9	すべての出入金	17
		鍵付の机	0	管理責任者のみ	1	緊急の場合のみ	0
		鍵なしの机	0	担当者1人だけ	5		
		鍵付キャビネット	5	その他	3	その他	1
		鍵なしキャビネット	0				
無	21						

キャッシュカードの使用については、キャッシュカード「有」は18件で、保管場所は「金庫」が最も多く、13件である。

また暗証番号の管理については、暗証番号を「担当者全員」が知っているところが9件ある一方、「担当者1人だけ」しか知らないところは5件である。「その他」の主な内容は、「2名が把握している(会計担当者2名又は管理責任者及び担当者1名)」というものである。

使用頻度については、全ての出入金においてキャッシュカードを使用しているものが17件ある。「その他」の1件は、「高額な案件以外の場合にキャッシュカードを使用している」というものである。

## ②キャッシュカード使用における出入金の意思決定

(単位:件)

キャッシュカード有(18件)		出入金時の 記帳の有無		意思決定文書の有無		現金出納簿への 管理責任者の押印	
意思決定有	17	有	17	有	11	有	4
						無	7
		無	0	無	6	有	1
						無	5
意思決定無	1	有	1				
		無	0				

キャッシュカードを所有している18件のうち、1件において出入金の「意思決定無」である。また、「意思決定文書無」6件は、全て「口頭による意思決定を事前に行っている」というものである。

## (4)立替払について

### ①出金時の立替払の有無

(単位:件)

立替払の有無		立替払を行った回数		立替払を行う状況	
有	12	1回	7	緊急時のみ	7
		2~5回	1		
		6~10回	2	通常	2
		11回以上	2		
無	27				

出金時の立替払の有無については、39件中の27件は、「立替払無」である。

「立替払有」12件のうち7件は、1年を通じて1回だけ立替払が行われたものである。一方で「11回以上」の立替払を行ったものが2件ある。また、立替払を「通常」の支払方法、つまり日常的に立替払を行うものは2件ある。

立替払を行う状況の「その他」の主な状況は、「委託契約書に貼る収入印紙の購入で、この契約により委託金が入るため」というものや「資料印刷で、印刷部数が直前にならないとわからないため」というものである。

(5)その他

①通帳及び届出印の有無と保管方法

(単位:件)

通帳・届出印の有無		保管方法		保管場所	通帳	届出印
有	39	別々に保管	24	金庫	32	13
				鍵付の机	1	7
		一緒に保管	14	鍵なしの机	0	0
				鍵付のキャビネット	6	14
		通帳のみ所有	1	鍵なしのキャビネット	0	0
		その他	0	4		
無	0					

通帳及び届出印については、39件全てが所有しているとの回答である。

その保管方法については、通帳と印鑑を「別々に保管」しているものが24件で、「一緒に保管」しているものは14件である。

保管場所は、通帳については「金庫」が最も多く32件である。届出印については「鍵付のキャビネット」が14件、「金庫」が13件である。

通帳と届出印を一緒に保管していると回答した14件の主な保管場所は「金庫」である。

届出印の保管場所「その他」については、「会計・会長（市の職員以外）が保管している」である。

2 チェック体制について

(1)市職員の団体事務への従事状況

(単位:件)

職員数		年間の延べ従事日数		月時間数(平均)	
1人	3	1~5日	4	1時間未満	0
2人	13	6~10日	6	1時間以上10時間未満	19
3人	14	11~29日	13	10時間以上50時間未満	16
4人	1	30~99日	12	50時間以上	4
5人以上	8	100日以上	4		

団体の会計事務等に従事した市職員数は、「3人」が最も多く、14件である。市職員が団体の会計事務等に従事した年間の日数は、延べ「11~29日」が最も多く13件である。

(2)団体の会計事務における管理責任者

(単位:件)

管理責任者	
課長級	35
主査級	1
主任以下	0
その他	3

団体の会計事務における管理責任者については、「課長級」が35件である。

「その他」3件については、「部長級又は代表者の一人」というものである。

(3)現金出納簿の有無、記入時期、管理責任者による確認頻度

(単位:件)

現金出納簿の有無		記入時期		管理責任者による確認頻度	
有	38	出入金と同日	36	出入金の都度	15
				毎月	13
				3か月に一度	1
		2~3日後	2	半年に一度	0
				年に一度	9
無	1				

現金出納簿の有無については、「有」が38件、「無」が1件である。

現金出納簿への記入時期については、大半が「出入金と同日」であるが、「2~3日後」も2件ある。管理責任者による現金出納簿の確認頻度については、「出入金の都度」が15件、「毎月」が13件である。

(4)団体における監事設置の有無

(単位:件)

監事設置の有無		監事(監査役)		監査報告の有無	
有	35	構成員	34	有	35
		外部の税理士等	1	無	0
無	4				

監事を設置している団体は35件で、その内の34件は構成員を監事としている。また、「監事有」とした35件全ての団体で監査報告が行われている。

(5)団体における会計役員設置の有無

(単位:件)

会計役員設置の有無	
有	15
無	24

会計役員を設置している団体は、15件である。

(6)現金以外の金券類の管理について

①金券類の所有の有無と保管場所

(単位:件)

金券類の所有の有無		保管場所	
有	11	金庫	5
		鍵付の机	1
		鍵なしの机	0
		鍵付キャビネット	4
		鍵なしキャビネット	0
		その他	1
無	28		

現金以外の金券類の所有については、「有」が11件、「無」が28件で、保管場所については、「金庫」が5件、「鍵付キャビネット」が4件である。

②金券類の種類

(単位:件)

金券類の種類	
郵便切手	6
駐車券	1
収入印紙	2
その他	4

複数回答可

金券類の種類等については、「郵便切手」が最も多く、6件である。また、「その他」は、「図書カード」と「クオカード」である。



### ③金券類の受払簿及び管理責任者による確認の有無

(単位:件)

受払簿の有無		責任者による確認の有無		確認頻度	
有	6	有	9	出し入れの都度	3
				毎月	2
				3か月	0
無	5	無	2	半年	1
				年	3

金券類の受払簿については、「有」が6件、「無」が5件である。

管理責任者による確認は「有」が9件であり、受払簿はなく、口頭のみで確認をしているものもある。

### 3 当該会計事務を取り扱うことについて

#### (1)団体の会計事務を市職員が行う根拠の有無及び理由

(単位:件)

根拠の有無		理由	
有	35	規約等に事務局を置くと表記あり	17
		規約等に会計を担う旨の表記あり	18
無	4	不明又は前任者からの引継	0
		団体からの要請	2
		団体の性質上	2
		効果的な運営ができる	0
		その他	0

団体の会計事務を市職員が行う根拠の有無については、「根拠有」が35件である。根拠は、「規約等に事務局を置くと表記あり」が17件、「規約等に会計を担う旨の表記あり」が18件である。

(なお、本監査では、「規約等に事務局を置く」と記載があるものについては、会計事務を行う根拠を有として集計した。)

(2)団体の会計事務の取扱期間

(単位:件)

取扱期間	
1年未満	10
1～5年未満	6
5～10年未満	2
10年以上	19
不明	2

(単位:件)

取扱期間10年以上 (19件)		会計事務を行う根拠の 有無	
検証有	5	有	4
		無	1
検証無	14	有	11
		無	3

会計事務の取扱期間については、「1年未満」が10件ある一方、「10年以上」が19件ある。この19件のうち、市職員が団体の会計事務を担うことについての検証を行っていないものが14件あり、そのうち、市職員が団体の会計事務を行う根拠がないものが3件ある。

(3)団体の会計事務の移管の検討について

(単位:件)

移管の検討について	
検討している	3
検討していない	31
今後検討する予定である	3
既に取り扱いを終了している	2
今後移管することが決まっている	0

団体の会計事務の移管の検討については、「検討していない」が31件である。「今後検討する予定である」とした3件における検討を開始する時期については、2件が平成30年度中であり、1件は平成31年度である。

また、移管の検討を行っていない主な理由については、「効率的な事務処理が行えるため」、「市が事務局を担っているため」、「団体性質上ふさわしくないため」である。

(4)市から団体への補助金、負担金又は委託金の交付状況について

(単位:件)

補助金等交付の有無		補助金等の種類		歳入に占める補助金等の割合		交付額	
有	26	補助金	7	10/10	3	10万円未満	4
				5/10以上	2	10万円以上100万円未満	12
				5/10未満	2		
		負担金	17	10/10	4	100万円以上500万円未満	7
				5/10以上	5	500万円以上1000万円未満	1
				5/10未満	8		
		委託金	2	10/10	2	1000万円以上	2
無	13						

市から団体への補助金、負担金又は委託金の交付状況については、「交付有」が26件である。交付額については、10万円以上100万円未満が最も多く、12件である。

団体の歳入に占める補助金等の割合をみると、団体の歳入の全額が市からの補助金等である「10/10」の割合のものが9件である。

補助金等の種類別にみると、負担金が17件で最も多い。

### 第3 監査の結果

#### 1 会計事務について

市では、公金に関して「八王子市会計事務規則」（以下「規則」という。）、「会計事務の手引き」（以下、「手引き」という。）等の統一的な基準を定め、これらに基づき事務を執行することで、会計事務の適正性を確保している。

調査によれば、監査対象の準公金39件のうち、独自に会計事務についての規程等を定めているものは16件。また、追加ヒアリングによれば、規程等を定めていない23件のうち8件については、規則、手引き、「金銭取扱事務マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を参考として、公金に準じた取扱いをしているとのことであった。

そこで、各準公金の取扱いについて、規則等に照らしつつ調査結果を見てみると、概ね適正に事務が行われていることを確認したところであるが、一部には、次のような規則等と異なる事例も見受けられた。

##### (1)手許現金の取扱いについて

手引きによれば、現金は可能な限り口座で管理するように努め、やむを得ず現金等を保管する場合は、内容を正確に記録するとともに、複数の担当者が定期的に確認を行うなど、適正な管理に留意することとされている。

今回の監査対象39件のうち手許現金の取扱いがあるものは18件あったが、このうち1件は現金出納簿が未整備であった。さらに、現金出納簿の記載内容を見たところ、通帳による振込等の記録を含めていることから、手許現金の残高を確認できないものがあった。また、年度当初に通帳から全額を引き出し、手許現金として年度末まで管理している事例もあった。

##### (2)キャッシュカードの使用について

マニュアルによれば、キャッシュカードは暗証番号管理等の安全性の観点から、作成を認めていないところだが、今回の監査対象39件のうち18件においてキャッシュカードを使用した会計事務が行われており、そのうち1件で、キャッシュカードによる出し入れが管理責任者等の意思決定を得ることなく行われていた。また、意思決定が行われていた17件中6件については、文書によらず口頭により処理されていた。

##### (3)立替払について

地方自治法第232条の4及び第232条の5の規定によれば、公金の立替払は認められていないところだが、監査対象39件のうち、立替払を行っていたものは12件。このうち7件については回数が1回限りであった一方、2件については、恒常的に行われていた。

準公金については、もとより規則等の適用を受けることなく、会計審査も不要なことから、独自の規程が定められていなければ、担当者の判断で処理することも可能で

ある。しかし、市に対する信頼に基づいて会計事務を委ねられていることからすれば、公金に準じた厳正な取扱いが求められているところであり、全庁統一の処理基準を制定し、それに基づいて事務処理をすることが有効である。ただし、準公金によっては、そうした統一基準によらない処理をせざるを得ないことも想定されるため、そのような場合には、独自の規程において具体的な処理方法を明確に規定したうえで事務執行することが望ましい。

## 2 チェック体制について

準公金に係る事務に従事した職員数を見てみると2人又は3人が従事しているものは27件、職員1人のみが従事しているものが3件あった。会計事務における管理責任者については、ほとんどが「課長級」とされていたものの、1件ではあるが「主査級」を管理責任者としている事例が見受けられた。

また、「現金出納簿」は大半で作成されていたが、管理責任者による確認頻度については、「出入金の都度」又は「毎月」が28件あったものの、9件においては「年に一度」しか行われていない状況であったさらに、この9件のうち2件では、頻繁に手許現金による出し入れが行われていた。

規則等に照らし合わせてみると、現金の出し入れにおいては、少なくとも「所管の長」による確認が必要と思われる。また、「現金出納簿」についても、例え、現金の出し入れが年に数回であったとしても、一定程度の金額が管理されていることを踏まえると、事故等の未然防止の観点からも、定期的に確認するという意識が管理責任者には求められる。

さらに、事務局に対する団体等のチェックについて見てみると、監事を設置している団体が35件あり、その全てで監査報告が行われていた。その一方で、団体内に事務局とは別に会計の役職を置いている事例は15件あったが、会計業務としては年1回の決算時に確認するのみであるなど、その職が十分に機能しているとは言い難い事例も複数見られたところである。実質的な金銭の管理を事務局が担うとしても、出納簿の報告を定期的に行うなど、事務局外部からのチェック体制を構築し、リスクを低減するような配慮も考えられる。

公金に比べ自由度が高いという準公金の性質を鑑み、一部の職員に偏ることなく事務を取り扱うためにも、出入金時における文書による意思決定や現金出納簿の適正な管理など記録として確認できる管理を行うとともに、団体として証憑書類を用いた適切な監査を実施するなど、準公金の取扱いにおけるチェック体制の構築を図ることが望ましい。

### 3 当該会計事務を取り扱うことについて

準公金に係る会計事務を市職員が行う根拠について確認したところ、日本赤十字社や交通災害共済など八王子市組織規則等に当該所管の所掌事務として明記されているものや、施設設置者の責務として行っているスポーツ災害共済給付金事務などのほか、団体の規約等において「事務局を置く」もしくは「会計を担う」旨の表記があるものなど、その根拠を確認できたものが35件あった。しかし、一部においては、「団体からの要請」、「団体の性質上」として、規約等にも根拠が明記されていないまま担っている実態も見受けられた。

また、市が構成員となっておらず規約等の決定に関与する立場にない団体等で、市に事務局を置くと規定している場合には、市が受任する旨の意思決定が必要と考えられる。

団体の活動内容が市の業務と密接に関わっている場合や、団体の設置目的が市の施策と合致する場合であっても、準公金は当該団体に帰属する現金にほかならず、それを職員が取り扱うに当たっては、その根拠を明らかにし、明確に意思決定をしておくべきと考える。

一方、一部において当該事務を担うことについての検証を行う意思を示している所管もあり、事務移管について検討を始めているものも見受けられるものの、10年以上にわたって会計事務を担っているもの19件については、「団体の会計事務を市の職員が行うこと」の検証を行っていないとの回答が14件に上っていた。この14件中には、前述した会計事務を市職員が行う根拠が明確ではない団体が3件含まれており、さらに、そのうち1件については、市職員が団体の会計事務等に多くの時間を費やしているという実態も明らかとなった。

根拠がある場合においても、長期間にわたって団体の会計事務を担っている場合、当初の団体の設置目的や活動状況、市との関係性、あるいは社会の状況等に変化が生じている可能性も考えられる。現時点における団体の体制や市の施策の方向性を踏まえた上で、その必然性を改めて精査し、検証を行う必要がある。

自治体間連携など市として検証の余地がないと思われるものも見受けられるところではあるが、活動実態を踏まえ、団体の存続について協議していく余地も考えられる。また、実行委員会形式で市が構成員に含まれない場合など、団体の自立促進という観点から、市が別の形で支援していく方策を模索していくことも有効と考えられ、いずれの団体においても、引き続き団体の会計を担うべきかについて整理しておくことが望ましい。

ただし、検証の結果、事務移管が望ましいとの結論に至った場合においては、団体との十分な調整、丁寧な説明を行い、団体の理解を得るよう努めることが肝要である。

#### 4 準公金の適正な取扱いについて（意見要望）

地方自治法第235条の4第2項では、「普通地方公共団体の所有に属しない現金、又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。」と規定している。しかし、実態としては、市が法令等に基づき債務者に代位して取り扱われる歳入歳出外現金以外にも、様々な形で市の所有に属さない現金等が市職員の手で管理され、事務処理が行われている。

今回の調査対象のうち、任意団体の会計として取り扱われている36件の準公金の総額は、9,000万円以上にも上るが、それらについては八王子市会計事務規則等が適用されることなく、その会計処理のほとんどが、当該所管内で完結している。近年、近隣自治体において、準公金の不適切な取扱いが発覚し、不正事件にまで至った事例が複数発生しているが、そうした事件・事故を誘発する要因のひとつとして、閉ざされた事務環境が許容される準公金そのものに内在していることは明らかである。

幸い今回の監査対象とした準公金については、概ね適正に事務処理が行われていることを確認したところだが、中には前述のような、市のルールと異なる事務処理や、十分とは言い難いチェック体制など、改善を要する部分も見受けられた。また、それぞれの準公金に係る事務を市が担っていることについて、その根拠を明確にし、根拠を明らかにできない場合には、安易に現金等の取扱いを受任すべきではない。

各団体の事務局を市に置き、会計事務を市職員に委ねるゆえんは、日常的に厳格なルールの下で適正かつ厳正な会計事務を執行している市に対する信頼にほかならず、ひとたび不適正な管理や不正があれば、大きく市民の信用を失墜させることは言うまでもない。そのため、各所管において、より適正な事務処理体制の確立に努めることはもとより、所管内で完結しがちな準公金の取扱いを、市として把握し可視化させることがリスクの低減につながるものと思料される。

については、職員のコンプライアンスを所掌する所管において、庁内で取り扱っている準公金の内容や所管を把握し統括的に管理するため、事務を担当する根拠、担当事務職員数、チェック体制、準拠する事務取扱ルール等を含め、所定の様式を備えるなどして届け出による状況を掌握し、適正化に向けた管理・指導を推進する全庁的な仕組みを構築されたい。

## 1 「第1 監査の概要」8(2)の調査内容

### (1)団体及び取扱いに関する調査項目

#### ①団体等の設置目的・主な活動内容

設問	(1)団体等の設置目的を入力してください。
設問	(2)団体等の主な活動内容を入力してください。

#### ②団体等の設置規約等の有無

設問	団体等の設置根拠が規定された規約等の有無について、次の中から選択してください。
選択肢	(1)有 (2)無

#### ③団体等の設立年

設問	団体等が設立された年を和暦で入力してください。
----	-------------------------

#### ④団体等の代表者（平成29年4月1日現在）

設問	平成29年4月1日現在の団体等の代表者を次の中から選択してください。
選択肢	(1)市職員が代表となっている(市長・副市長・部長級・課長級等) (2)市職員以外

#### ⑤団体等の構成

設問	団体等の構成を次の中から選択してください。
選択肢	(1)市職員、市職員以外の両方 (2)市職員以外のみ (3)市職員のみ (4)その他

#### ⑥歳入歳出の決算額（平成29年度決算）

設問	団体等の平成29年度決算額(歳入・歳出)、財源、歳出科目等を入力してください。
----	---

#### ⑦決算の実施

設問	平成29年度決算の実施について次の中から選択してください。
選択肢	(1)市で実施 (2)団体等で実施 (3)実施していない (4)その他 《(4)その他を選択した場合は、具体的な実施方法を入力してください。》



## ⑧監事の設置等

設問	団体等における監事(監査役)の設置状況について次の中から選択してください。
選択肢	(1)有 (2)無
設問	(1)有を選択した場合は、以下の①②にも回答してください。 ①監事(監査役)は誰が担っているか次の中から選択してください。
選択肢	(ア)構成員の一人 (イ)外部の税理士等 (ウ)その他 《(ウ)その他を選択した場合は、内容を入力してください。》
設問	②総会等における監査報告の有無について
選択肢	(1)有 (2)無

## ⑨市から団体等への補助金・負担金・委託金の交付状況(平成29年度)

設問	団体等に対する補助金等の交付の有無について次の中から選択してください。
選択肢	(1)有 (2)無
設問	(1)有を選択した場合は、以下の①②③にも回答してください。 ①交付された補助金等の区分を次の中から選択してください。
選択肢	(ア)補助金 (イ)負担金 (ウ)委託金 (エ)その他 《(エ)その他を選択した場合は、区分を入力してください。》
設問	②交付された補助金等の名称を入力してください。
設問	③交付された金額を入力してください。

## (2)会計事務処理等に関する調査項目

### ①団体等の会計事務規程等の有無

設問	次の中から選択してください。
選択肢	(1)有 (2)無

### ②団体等の会計事務マニュアルの有無

設問	次の中から選択してください。 (2)無を選択した場合は、会計事務を行うに当たり参考にしてしているマニュアル等の名称を入力してください。
選択肢	(1)有 (2)無

### ③準公金の管理責任者

設問	次の中から選択してください。
選択肢	(1)課長級 (2)主査級 (3)主任以下 (4)その他 《(4)その他を選択した場合は、管理責任者の役職を入力してください。》

#### ④収入支出に係る手続き

設問	(1)準公金の入金及び出金の方法について、次の中から選択してください。
選択肢	①通帳により入出金を行っている ②一定額を引き出し、一定期間保管している手許現金から入出金を行っている ③通帳及び手許現金の両方により入出金を行っている
設問	(2)入出金を行う際の意思決定の有無
選択肢	①有 ②無
設問	(3)入出金を行う際の意思決定文書(支出伝票等)の有無
選択肢	①有 ②無
設問	(3)で①有を選択した場合は、以下の(ア)、(イ)にも回答してください。 (ア)管理責任者の意思決定の有無を次の中から選択してください。
選択肢	(a)有 (b)無
設問	(イ)入出金を行う際の意思決定の時期を次の中から選択してください。
選択肢	(a)事前 (b)事後 (c)その他 《(c)その他を選択した場合は、意思決定の時期を入力してください。》
設問	(3)で②無を選択した場合は、意思決定の方法を次の中から選択してください。
選択肢	(ア)口頭で確認 (イ)その他 《(イ)その他を選択した場合は、意思決定の方法を入力してください。》

#### ⑤領収証等の保管

設問	(1)収入及び支出に係る証憑書類(領収書等)の保管方法を次の中から選択してください。
選択肢	①支出(収入)伝票に添付して保管 ②証憑書類の種類ごとに保管 ③全ての証憑書類を日付順に保管 ④保管していない ⑤その他 《⑤その他を選択した場合は、保管方法を入力してください。》
設問	(2)設問5(1)で①・②・③・⑤を選択した場合は、証憑書類の保存年限を入力してください。

#### ⑥手許現金について

設問	設問4(1)で②又は③と回答した所管のみお答えください。 (1)手許現金の保管場所を次の中から選択してください。
選択肢	①金庫 ②鍵付の机 ③鍵なしの机 ④鍵付のキャビネット ⑤鍵なしのキャビネット ⑥その他
設問	(2)手許現金の保管について、上限額を決めているかどうかについて次の中から選択してください。
選択肢	①有(決めている) 《①有を選択した場合は、上限額を入力してください。》 ②無(決めていない)

### ⑦現金出納簿の有無

設問	現金出納簿の有無を次の中から選択してください。
選択肢	(1)有 (2)無
設問	(1)有を選択した場合は、現金出納簿への記入時期を次の中から選択してください。
選択肢	(1)入出金と同時 (2)2～3日後 (3)その他 《(3)その他を選択した場合は、記入時期を入力してください。》

### ⑧管理責任者による現金出納簿の確認について

設問	設問7で(1)有と回答した所管のみお答えください。 管理責任者による現金出納簿の確認の有無について次の中から選択してください。
選択肢	(1)有 (2)無
設問	(1)有を選択した場合は、確認の頻度について次の中から選択してください。
選択肢	(1)毎月 (2)3か月に一度 (3)半年に一度 (4)年に一度 (5)その他 《(5)その他を選択した場合は、確認状況を入力してください。》

### ⑨通帳及び届出印の有無

設問	次の中から選択してください。
選択肢	(1)有 (2)無
設問	(1)有を選択した場合、以下の①②にも回答してください。 ①通帳と届出印の保管方法を次の中から選択してください。
選択肢	(ア)別々に保管 (イ)一緒に保管
設問	②通帳・届出印それぞれの保管場所を次の中から選択してください。
選択肢	(ア)金庫 (イ)鍵付の机 (ウ)鍵なしの机 (エ)鍵付のキャビネット (オ)鍵なしのキャビネット (カ)その他

### ⑩キャッシュカードの有無

設問	設問9で(1)有と回答した所管のみお答えください。 キャッシュカードの有無について次の中から選択してください。
選択肢	(1)有 (2)無
設問	(1)有を選択した場合は、以下の①②③にも回答してください。 ①キャッシュカードの保管場所を次の中から選択してください。
選択肢	(ア)金庫 (イ)鍵付の机 (ウ)鍵なしの机 (エ)鍵付のキャビネット (オ)鍵なしのキャビネット (カ)その他

設問	②暗証番号の管理状況について、次の中から選択してください。
選択肢	(ア)担当者全員が把握している (イ)管理責任者のみが把握している (ウ)担当者一人だけが把握している (エ)その他 《(エ)その他を選択した場合は、管理状況を入力してください。》
設問	③キャッシュカードの使用頻度について、次の中から選択してください。
選択肢	(ア)全ての入出金をキャッシュカードで行っている (イ)緊急の場合のみキャッシュカードで行っている (ウ)その他 《(ウ)その他を選択した場合は、使用頻度を入力してください。》

### ⑪現金以外の金券類の管理の有無

設問	現金以外の金券類(郵便切手等)の管理の有無について、次の中から選択してください。
選択肢	(1)有 (2)無
設問	(1)有を選択した場合は、以下の①②③④⑤にも回答してください。(複数回答可) ①金券類の種類
選択肢	(ア)郵便切手 (イ)駐車券 (ウ)収入印紙 (エ)その他(その他を選択した場合は、金券類の名称を記入してください。)
設問	②金券類の保管場所を次の中から選択してください。
選択肢	(ア)金庫 (イ)鍵付の机 (ウ)鍵なしの机 (エ)鍵付のキャビネット (オ)鍵なしのキャビネット (カ)その他
設問	③受払簿の有無
選択肢	(ア)有 (イ)無
設問	④管理責任者による受払簿の確認の有無について次の中から選択してください。
選択肢	(ア)有 (イ)無
設問	⑤設問11④で(ア)有を選択した場合は、管理責任者による確認の頻度について次の中から選択してください。
選択肢	(ア)毎月 (イ)3か月に一度 (ウ)半年に一度 (エ)年に一度 (オ)その他 《(オ)その他を選択した場合は、確認の頻度を入力してください。》

### ⑫支出金の一時立替払の有無

設問	支払いなどにおける市職員による立替払の有無について、次の中から選択してください。
選択肢	(1)有 (2)無
設問	(1)有を選択した場合は、以下の①②③にも回答してください。 ①平成29年度中に立替払を行った回数を次の中から選択してください。
選択肢	(ア)1回 (イ)2回～5回 (ウ)6回～10回 (エ)11回以上

設問	②立替払を行う状況について、次の中から選択してください。
選択肢	(ア)緊急時のみ立替払をしている (イ)通常、支出の際は立替払をしている (ウ)その他 《(ウ)その他を選択した場合は、立替払を行う状況を入力してください。》
設問	③立替払を行う際の事務処理方法を入力してください。

### ⑬団体等の会計事務の取扱期間

設問	団体等の会計事務を取り扱っている期間を次の中から選択してください。
選択肢	(1)1年未満 (2)1～5年未満 (3)5～10年未満 (4)10年以上 (5)不明

### ⑭会計事務に従事した市職員数

設問	平成29年度中に団体等の会計事務に従事した市職員数を次の中から選択してください。
選択肢	(1)1人 (2)2人 (3)3人 (4)4人 (5)5人以上

### ⑮会計事務に従事した年間日数・時間

設問	平成29年度中に市職員が団体等の会計事務に従事した年間の日数を次の中から選択してください。また、月の平均時間数を入力してください。
選択肢	(1)1～5日 (2)6～10日 (3)11日～29日 (4)30日以上

## (3)団体運営に関する調査項目

### ①団体等の会計事務を市職員が行う根拠の有無

設問	次の中から選択してください。
選択肢	(1)有 (2)無
設問	(2)無を選択した場合は、市職員が団体等の会計事務を行う理由について、次の中から選択してください。
選択肢	①不明又は前任者からの引継 ②団体からの要請 ③団体の性質上 ④効果的な運営ができる ⑤その他 《⑤その他を選択した場合は、具体的な理由を選択してください。》

②団体等の会計事務について

設問	(1)市職員が団体等の会計事務を担うことについての検証の有無について、以下の中から選択してください。
選択肢	①有 ②無
設問	(2)団体等の会計事務を行う上での課題の有無について、以下の中から選択してください。
選択肢	①有 ②無

③団体等への会計事務の移管の検討

設問	現在市職員が行っている団体等の会計事務を団体等へ移管することの検討について、以下の中から選択してください。
選択肢	(1)検討している (2)検討していない (3)今後検討する予定である (4)既に取り扱いが終了している (5)今後移管することが決まっている (6)その他(その他を選択した場合、検討の状況を入力してください。)

④団体等への会計事務の移管を検討していない理由

設問	設問3で(2)と回答した所管のみお答えください。 検討していない理由を入力してください。
----	---

⑤団体等へ会計事務を移管することの検討開始時期

設問	設問3で(3)と回答した所管のみお答えください。 検討を開始する予定の開始年月を入力してください。
----	--

⑥団体等への会計事務の移管時期

設問	設問3で(5)と回答した所管のみお答えください。 移管年月を入力してください。
----	--

## 2 関係法令

### ○地方自治法

(支出の方法)

第二百三十二条の四 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

第二百三十二条の五 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。

2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってこれを行うことができる。

(現金及び有価証券の保管)

第二百三十五条の四 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

3 法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金（以下「歳入歳出外現金」という。）には、利子を付さない。





# 平成30年度 工事監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく工事監査

### 2 監査の対象工事等

北野下水処理場ポンプ棟建築構造物長寿命化工事及びこれに関連する事務

### 3 監査の対象部課

- (1)事業所管課：水循環部水再生施設課
- (2)工事所管課：水循環部水再生施設課
- (3)契約事務所管課：財務部契約課

### 4 監査の実施期間

平成30年7月6日から同年12月20日まで

### 5 監査の観点及び方法

契約事務並びに工事の設計及び施工等が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に、書類審査、質問調査、実地調査等、通常実施すべき監査手続により実施した。

なお、技術調査については、「公益社団法人 大阪技術振興協会」に委託し、平成30年9月19日に実施した。

## 第2 工事の概要

### 1 工事場所

八王子市北野町596番地3 北野下水処理場

### 2 工事概要

当該下水処理場は、流域下水道への編入を予定しており、終末処理場から雨水ポンプ場に運用形態が変化するにあたり、平成25年度に策定した「八王子市公共下水道長寿命化計画（施設）」に基づき、建築物（地上部分のみ）、建築付帯設備（水中排水ポンプ、動力制御盤）について、長寿命化工事を行う。

### 3 工期

平成30年5月23日から平成31年1月31日まで  
(平成30年12月29日から平成31年1月3日までの6日間を除く。)

### 4 設計業者

サンコーコンサルタント株式会社

### 5 施工業者

株式会社清水工業

### 6 契約概要

- (1)契約金額：96,433,200円
- (2)契約日：平成30年5月22日
- (3)契約方法：解除条件付一般競争入札（工事成績評価型総合評価方式）

### 7 対象施設概要

- (1)建築年：昭和52年
- (2)構造：鉄筋コンクリート造
- (3)階数：地上3階 地下2階
- (4)建築面積：2,140.67 m<sup>2</sup>
- (5)延床面積：3,216.41 m<sup>2</sup>

### 8 工事内容

- (1)建築改修工事
  - ア 仮設
  - イ 防水改修
  - ウ 外壁改修(吹付仕上げ)
  - エ 鋼製建具・シャッター改修
- (2)機械設備改修工事
  - ア 排水トラップ改修
  - イ 水中排水ポンプ改修
- (3)電気設備改修工事
  - ア 動力制御盤改修

### 第3 監査の実施状況

#### 1 書類審査



(計画・設計審査)



(現場書類審査)

#### 2 実地調査



(工事実地調査)



(工事実地調査)

#### 3 技術調査の主な項目

- (1)計画全般
- (2)設計
- (3)積算
- (4)契約事務
- (5)工事監理
- (6)施工状況

### 第4 監査の結果

#### 1 技術調査の報告

技術調査の報告において、技術士からは、本件工事について概ね良好であるとされ、不適切であるとの指摘事項はなかった。

なお、「今後予測し得る課題や問題点にも言及することで、事業目的をより明確

に位置付け、かつ監査の意義を高めることに繋がれば」との観点から67項目にわたる子細な所見が付されており、事務・事業の適正性・妥当性を確認したものや、市の取組を積極的に評価しているものが多く、その他の所見も更なるステップアップを求める助言が主であった。

## 2 総括

監査時点における書類審査及び工事実地調査の結果は、総括的に概ね良好であると認められた。工程は順調に推移しており、今後も、工事完成に向けて、より一層の安全管理及び工程管理に徹底を期されたい。

上記1のとおり、技術調査時に技術士から多数の助言が示されたが、工事所管課においては、速やかに改善に着手したことを確認している。

技術士からの所見のうち、特に改善を求められた安全管理に関する概要を列記するので、工事を監理・指導する立場として、本市における今後の適正な工事施工の参考とされたい。

- (1)現場の安全管理、特に安全巡視・安全教育については、施工業者では、朝礼・安全衛生協議会・定例会議・新規入場教育を通じて実施しているほか、安全パトロール・店社パトロール等も実施しているとの説明があったが、指摘事項が少なく記録が不十分であるため改善が必要である。
- (2)安全看板や足場制限荷重表示、昇降設備表示等の掲示はあるものの、判別し難く、改善が必要である。

なお、工事の内容とは直接的に関わるものではないが、技術調査時に、施工業者が速やかな応答、資料提示ができない場面が見受けられた。監査対象工事が施工段階において適切かつ効率的に行われているか確認し証左を得る上で、円滑な監査対応は不可欠であり、工事そのものに対する客観的な評価にも繋がるものである。

については、工事を監督する所管課においては、監査時に効率的な確認ができるよう施工業者との十分な連携を図られたい。

平成30年度

財政援助団体等監査報告書・行政監査報告書・  
工事監査報告書

平成31年2月

発行 八王子市 監査事務局

東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 042(620)7320(直通)

